

中国の酪農乳業事情

平成28年11月
独立行政法人農畜産業振興機構

調査情報部 木田秀一郎



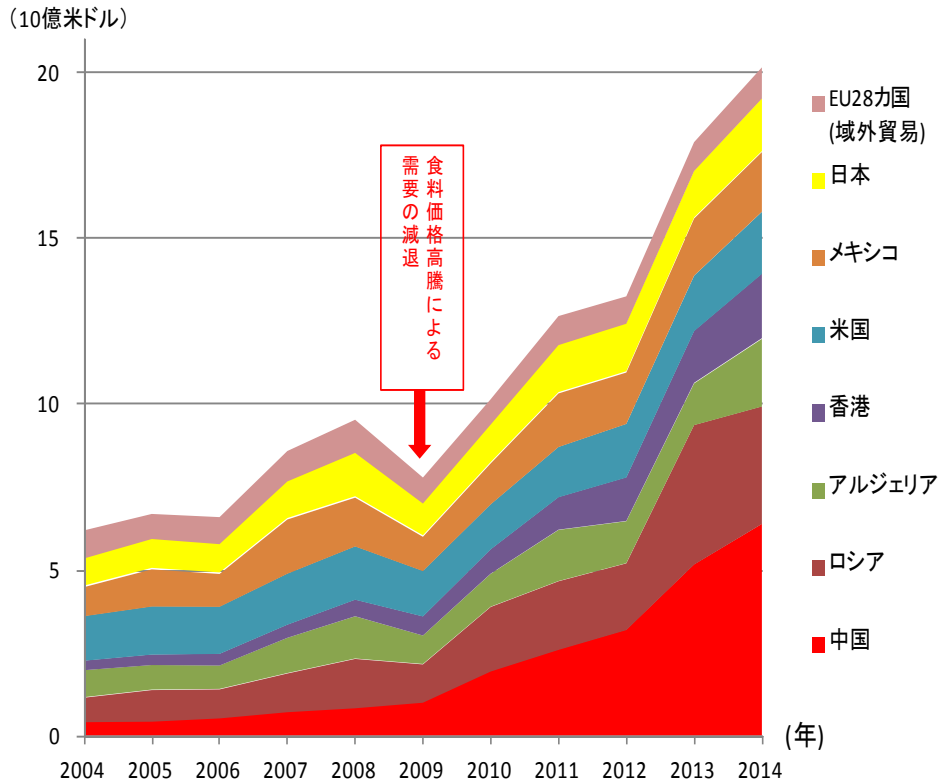
Agriculture & Livestock Industries Corporation

独立行政法人 農畜産業振興機構
(エーリック、農畜産機構)

1 乳製品世界貿易に占める中国の位置付け

- 乳製品の世界貿易の半分はEU域内の取引で、世界全体の乳製品輸入額788億米ドル(2014年)の53%。
- 残り47%に占める中国の割合は17%、64億米ドルで、EU域内貿易を除いた中では最大で近年急速にシェア拡大。
- 最大の輸入額を占めるのは育粉、次いで加工原料の粉乳類等。

図1 乳製品世界貿易に占める中国の位置付け

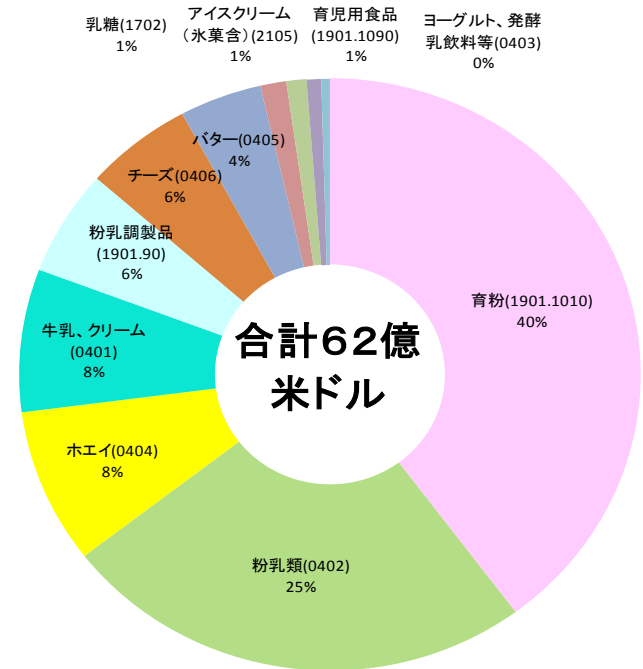


資料：「Global Trade Atlas」

注1：主要乳製品輸入国（上位7か国・地域及びEU28か国の域外からの貿易）の過去10年間の輸入額（米ドル）の推移。

注2：HSコード0401～0406の合計。

図2 中国の品目別の主な乳製品輸入額(2015年)



資料：「Global Trade Atlas」

注1：HS4類以外は代表的な乳製品を選択。

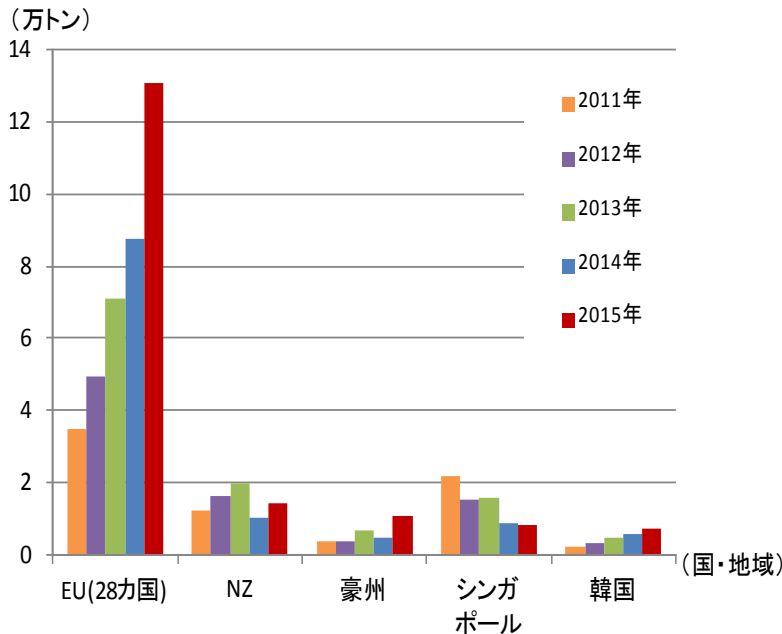
注2：粉乳調製品(HS 1901.10)には食品原材料としての粉乳調製品を含む。

注3：アイスクリーム(HS 2105)には乳成分を含まない氷菓を含む。

2 中国が国際市場から輸入している乳製品 ①

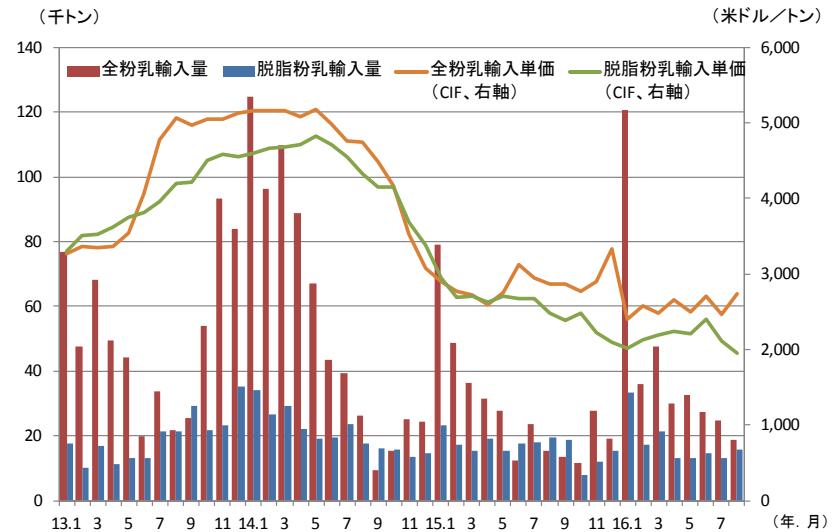
- 中国最大の輸入品目である育粉では、2015年の生乳生産クォータ廃止を機にEU加盟国がシェアを拡大。
- 粉乳類は2014年の過剰在庫整理のため2015年に輸入減、2016年は反動でやや回復。全粉のほとんどと脱脂粉乳の半分はNZ産で占められる。

図3 育粉の輸入量



資料：「Global Trade Atlas」
注：HSコード1901.10。

図4 粉乳（全粉乳・脱脂粉乳）の輸入量と価格の推移



資料：「Global Trade Atlas」

注：全粉乳はHSコード0402.21および0402.29の合計（単価は加重平均）、
脱脂粉乳は0402.10。

表1 中国における主な全粉乳の用途

(市場シェア (%))

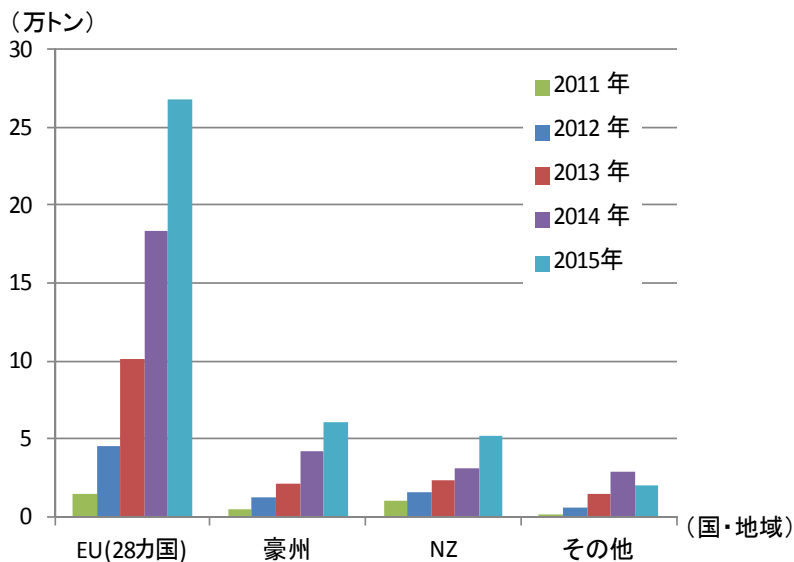
育粉	37%
乳飲料	32%
還元乳、ヨーグルト	22%
アイスクリーム	3%
チョコレート、ベーカリー	5%

資料：USDA FAS (2015年11月18日付GAIN REPORT)

2 中国が国際市場から輸入している乳製品 ②

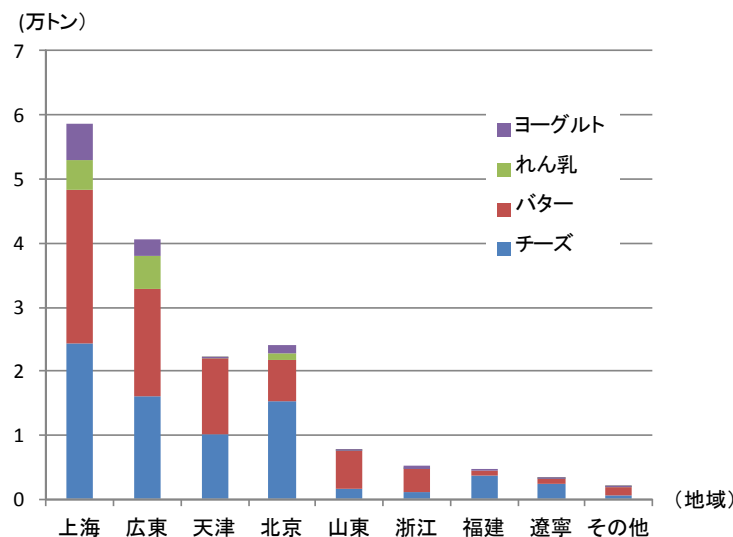
- 近年、LL牛乳を中心に飲用乳の輸入が急増。特にロシアのEU産乳製品禁輸などを背景に、EU各国からの伸びが顕著。
- 消費の主流である飲用乳、育粉以外の乳製品の消費はまだ少なく、輸入は物流拠点となる沿岸部や大都市が中心。

図5 LL牛乳等飲用乳の輸入量



資料：「Global Trade Atlas」
注：HSコード0401.10と0401.20の合計。

図6 輸入乳製品の主要通関地（2015年）



資料：「2016 China Dairy Data Report」

3 越境電子商取引と一般輸入との格差是正措置

- 近年、国境を越える電子商取引(EC)が活発化。政府は主要都市に実験保税區を設定。
- 増大する電子商取引と一般関税との格差を是正し健全な産業育成のため、本年4月に制度が変更された。
- 下記対象品目リストに掲載されていない品目は電子商取引であっても一般関税等の課税対象となった。
- リスト掲載品目は当面関税0%、増値税は一般輸入の70%が徴されるとされている。
- なかでも、公式統計は取られていないが、ECによる育粉の輸入量は相当な量に上るとの見方も。

表2 国境を越える電子商取引で小売りされる輸入品に関する品目リスト
(牛乳・乳製品関係抜粋、追加公表分を含む)

番号 ^{注1}	HS番号 ^{注2}	品目名	付注	(参考)	
				MFN税率	増値税率
14	0401.10	脱脂乳	インターネットで販売される保税 区経由の商品に限る	15%	17%
15	0401.20	部分脱脂乳(LL牛乳等)		15%	17%
16	0401.40	クリーム		15%	17%
17	0401.50	高脂肪クリーム		15%	17%
18	0402.10	脱脂粉乳等		10%	17%
19	0402.21	全粉乳等		10%	17%
20	0402.29	加糖全粉乳等		10%	17%
1	0402.91	無糖れん乳		10%	17%
2	0402.99	加糖れん乳		10%	17%
3	0403.10	ヨーグルト		10%	17%
4	0403.90	バターミルク、乳酸菌飲料		20%	17%
5	0404.10	ホエイ		2%※	17%
6	0404.90	ホエイ調製品		20%	17%
7	0405.10	バター		10%	17%
8	0405.20	デイリースプレッド		10%	17%
9	0406.10	フレッシュチーズ		12%	17%
10	0406.30	プロセスチーズ		12%	17%
11	0406.90	熟成チーズ		12%	17%
143	1702.11	乳糖		10%	17%
158	1901.1010	育児用調製粉乳	食品安全法に基づく登録をして いないものを除く	5%※	17%
159 (101)	1901.1090	育児用食品	医療用の特殊用途に供されるも のを除く ^{注3}	5%※	17%

※：2016年の暫定税率

注1：対象品目総数は、第1リスト公表時は1142品目、これに追加で、第2リストとして151品目加わった（一部重複あり）。本表では第1リストの番号を黒字、第2リストを赤字とし、黄色網掛けで区別した。

注2：公表された品目リストでは中国HS8桁表示で記載されているが、一部を除き6桁で表記。

注3：第2リストで付注が削除された。

4 育種改良素材輸入動向

- 用途(乳用・肉用)の特定は出来ないが、育種改良用素牛の輸入はオセアニア産を中心に2000年頃から増加。
- 凍結精液はほとんどが北米産。
- 凍結受精卵は北米産70%、豪州産25%。

図7 国別育種改良用生体牛輸入動向

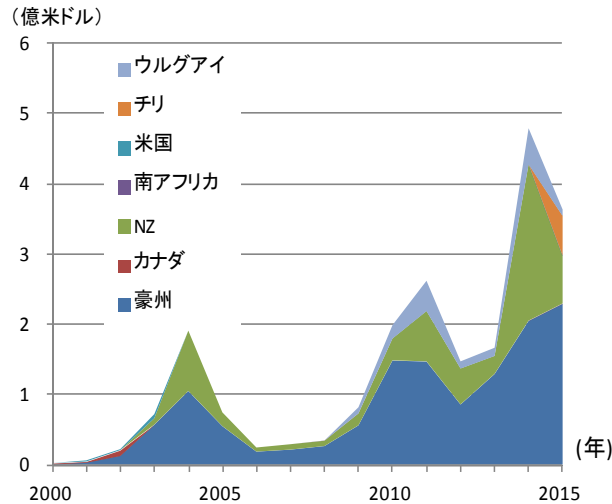


図8 国別精液輸入動向

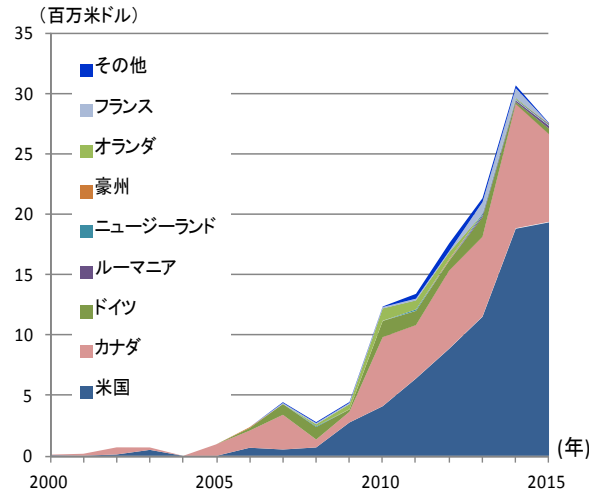
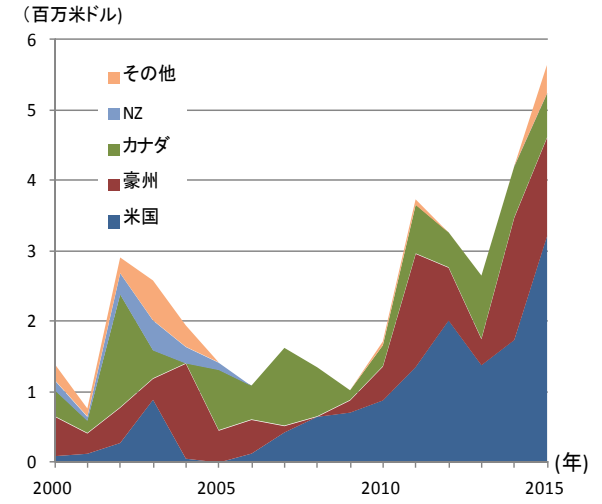


図9 国別受精卵輸入動向



資料：「Global Trade Atlas」

注：2011年まではHSコード0102.10（育種改良用偶蹄類動物生体）、以降はHS分類変更により0102.21（育種改良用生体牛）の合計。

資料：「Global Trade Atlas」

注：HSコード0511.10の合計。

資料：「Global Trade Atlas」

注：HSコード0511.9920の合計。

5 第三国とのFTAの影響 ① NZ中FTA

- 中国とNZとの間で締結された自由貿易協定により、実質的に関税割当と同じ効果を持つ特別セーフガード措置(SSG)が規定されている。
- 特に、早期から締結・実施され条件が緩和された全粉乳のNZシェアは95%(2015年)。

表3 NZ中FTAで設定されている特別セーフガードの発動実績

(単位：トン)

	1 飲用乳、クリーム			2 全粉乳、脱脂粉乳、 無糖れん乳			3 バター、バターオイル			4 チーズ		
	発動基準 数量	税率	消化率	発動基準 数量	税率	消化率	発動基準 数量	税率	消化率	発動基準 数量	税率	消化率
発効年	328	13.5	1039%	23,945	9.2	213%	2,369	9.0	461%	907	10.8	529%
2009	1,365	12.0	388%	99,750	8.3	205%	9,870	8.0	247%	3,780	9.6	130%
2010	1,433	10.5	492%	104,738	7.5	322%	10,364	7.0	188%	3,969	8.4	180%
2011	1,505	9.0	1106%	109,974	6.7	334%	10,882	6.0	287%	4,167	7.2	209%
2012	1,580	7.5	963%	115,473	5.8	429%	11,426	5.0	378%	4,376	6.0	295%
2013	1,659	6.0	1327%	121,247	5.0	566%	11,997	4.0	381%	4,595	4.8	320%
2014	1,742	4.5	1736%	127,309	4.2	572%	12,597	3.0	579%	4,824	3.6	448%
2015	1,829	3.0	2755%	133,675	3.3	335%	13,227	2.0	461%	5,066	2.4	513%
2016	1,921	1.5	—	140,358	2.5	—	13,888	1.0	—	5,319	1.2	—
2017	2,017	0.0	—	147,376	1.7	—	14,582	0.0	—	5,585	0.0	—
2018	2,118		—	154,745	0.8	—	15,312		—	5,864		—
2019	2,223		—	162,482	0.0	—	16,077		—	6,157		—
2020	2,335		—	170,606		—	16,881		—	6,465		—
2021	2,451		—	179,137		—	17,725		—	6,788		—
2022			—	188,094		—			—			—
2023			—	197,498		—			—			—

資料：「Global Trade Atlas」及び「China FTA Network」(<http://fta.mofcom.gov.cn/english/index.shtml>)

注1：発効年の枠数量は、約束数量の発効日(2008年10月1日)から年末までの日数割り。

注2：(消化率) = (輸入実績) / (枠数量)

注3：2023年以降の措置の継続について明確な規定はないため、物品貿易小委員会を開催し両国間で協議の上決定することとなる。

5 第三国とのFTAの影響 ②豪中FTA

- NZに7年遅れて2015年12月に発効したばかりの豪中FTAにおいても同様にSSGが規定されているが、対象は全粉乳のみで、今のところ関税削減率は低い。
- 2016年の輸入量は前年の落ち込みに比べ著しく回復しているが、今後FTAの効果を生かして輸出を伸ばすかどうかは今後の輸出余力次第。

表4 豪中FTAで設定されている特別セーフガードの実績
(単位：トン)

	全粉乳		
	発動基準数量	税率	消化率
発効年	575	9.2	1172%
2016	18,375	8.3	—
2017	19,294	7.5	—
2018	20,258	6.7	—
2019	21,271	5.8	—
2020	22,335	5.0	—
2021	23,452	4.2	—
2022	24,624	3.3	—
2023	25,855	2.5	—
2024	27,148	1.7	—
2025	28,506	0.8	—
2026	29,931	0.0	—
2027	31,427	0.0	—
2028	32,999	0.0	—
2029	34,649	0.0	—

資料：「Global Trade Atlas」及び

「China FTA Network」(<http://fta.mofcom.gov.cn/english/index.shtml>)

注1：乳製品では全粉乳（HS040221,040229）の品目バスケット枠のみが設定されている。

注2：発行年の枠数量は、約束数量の発効日（2015年12月20日）から年末までの日数割り。

注4：（消化率）＝（輸入実績）／（枠数量）

注5：協定では、2029年以降措置を継続するかどうかについては、最終年に両国で物品貿易委員会を開催の上検討し、国内産業に重大な損害を及ぼしていると判断された場合6年間措置が継続される。その後6年毎に継続の是非について協議することとされている。

6 中国政府の酪農・乳業振興策

- 産業振興計画の基本は「国民経済社会発展5か年計画」。直近では2016～20年の第13次計画（十三・五）。
- 十三・五に基づき、年毎計画を設定。近年は「中央1号文書」に農業関連を規定。
- さらに分野ごとの詳細計画を農業部が策定。

十三・五

- 外資との協力を活用した乳業国際化の推進
 - 経営の大規模化推進
 - インターネットの活用

中央1号文書(2016年)

- 多様な経営の支援(家族経営を基礎としつつ大規模経営体を育成)
 - 飼養環境に応じた牧場配置の最適化
 - 牛乳・乳製品の国内生産と輸入品のバランス利用
 - 食品安全性確保の強化、農村金融の強化
- コールドチェーンなど物流強化、食糧等価格形成メカニズムと備蓄制度改革

- 「草牧業の発展を促進する指導意見通知」
→2020年までに牧草生産10.5億トンを達成
- 「乳業を振興するアルファルファ発展行動」
→主要産地でモデル生産基地を3.3万ヘクタール建設
 - 「畜牧良種保護政策」
→繁殖雌牛や凍結受精卵の導入に対する補助金の支給

7 乳業再編の現状

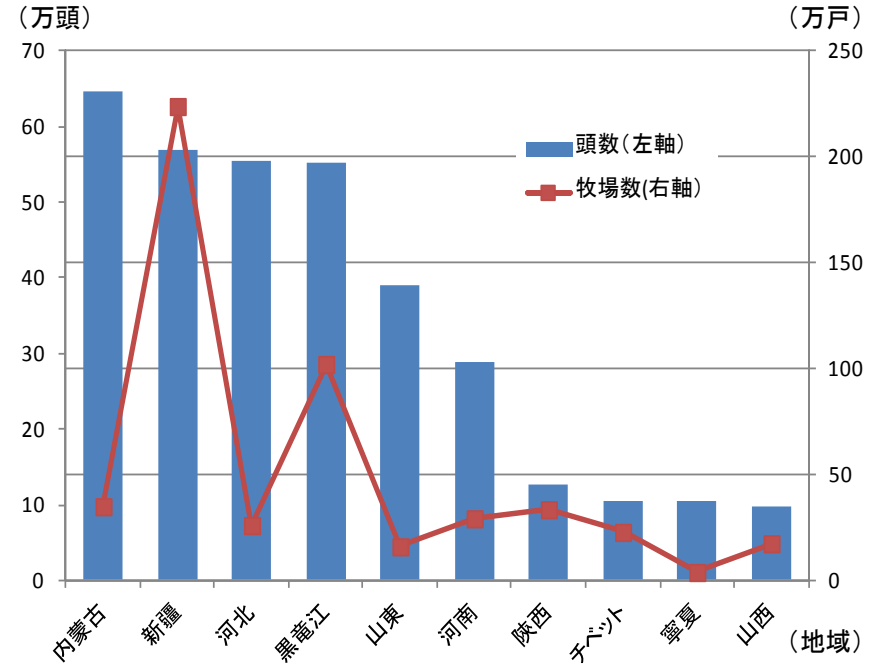
- 酪農場数は全体で172万件、飼養頭数100頭未満が牧場数の99%、頭数の55%を占める。
- 飼養頭数100頭以上が牧場数の1%にすぎないが、飼養頭数の45%を占める。
- 地域別では、東北地方や北京周辺、新疆ウイグル、チベットなどの飼養頭数が多く、内蒙古や北京周辺で牧場当たりの頭数規模が大きい。

表5 頭数規模別牧場数(2014年)

頭数規模	牧場数	牧場数の 構成比(%)	飼養頭数の 構成比(%)
1~4	1,301,600	75.8	20.8
5~19	340,900	19.8	19.3
20~99	59,700	3.5	14.7
100~199	7,567	0.4	6.4
200~499	4,016	0.2	8.1
500~999	2,370	0.1	10.5
≥1000	1,426	0.1	20.2
合計	1,717,700	100.0	100.0

資料:「2016 China Dairy Data Report」

図10 地域別酪農状況
(2014年の上位10位省・自治区)



資料:「2016 China Dairy Data Report」

8 国内生乳生産の類型

- 大きな流れとしては、消費者の品質要求水準の向上に伴い大手乳業を中心に直営・大規模化が進展。
- 大手乳業と中小生産者の関係は多様で、中小規模の生産者の将来は「乳連社」などの効率的な共同経営事例が成功・普及するかどうかにかかっている。

表6 中国で主に見られる飼養管理類型

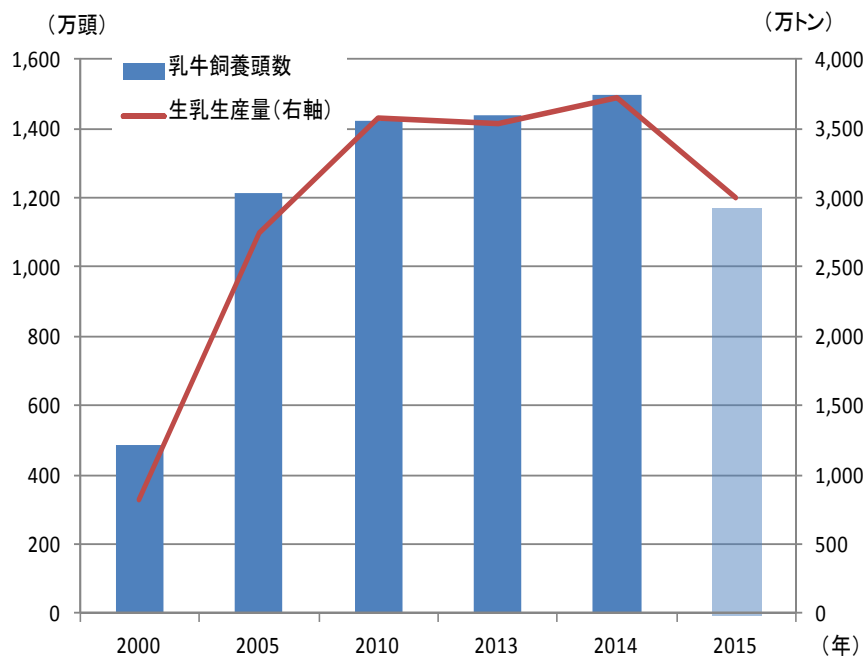
形態	乳牛所有権	固定資産・設備の所有権	収益源
酪農家＋搾乳ステーション	参加酪農家	酪農場は参加酪農家。 搾乳ステーションはその設置者。	搾乳ステーションは乳業から定期的に乳代が精算される。参加酪農家は搾乳ステーションから乳代を得る。
酪農家＋酪農生産団地		酪農生産団地	契約に基づく分配方法（頭数換算など）で収益を分配する。
農民合作社、乳牛協会または乳連社（有限公司）	「パターン1」：参加酪農家 「パターン2」：農民合作社、乳牛協会など。参加酪農家は乳牛などを金額換算の上、株式という形で所有する。	農民合作社、乳牛協会または乳連社	参加酪農家が農民合作社、乳牛協会または乳連社から配当金を得る。配当金は固定と変動の2種類あり、固定支払いは通常、乳牛1頭当たり年間2000～3000元（3.2～4.8万円）が支払われ、変動分は収支状況により異なる。
大規模酪農場	企業	企業	自社用として、もしくは他社へ販売

資料：中国乳業協会

9 国内生乳生産動向

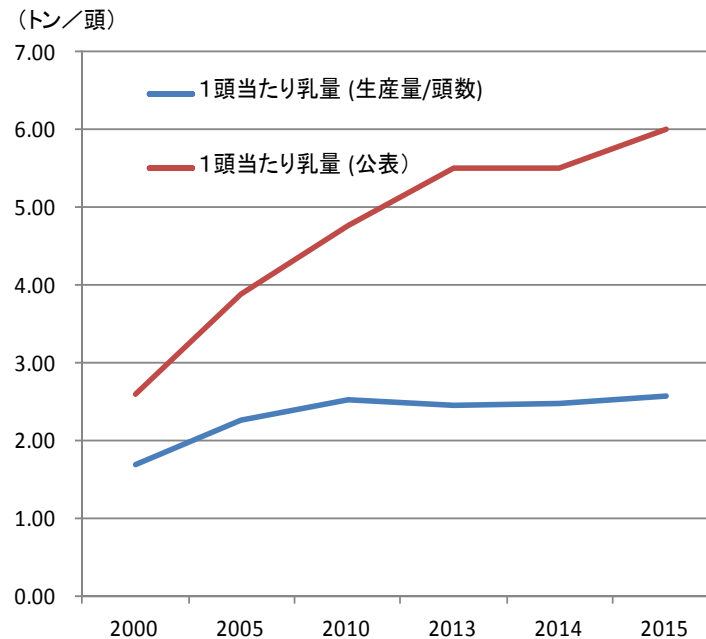
- 生乳生産量と乳牛飼養頭数は、2000年頃から急激に増加してきたが、近年は横ばい状態(?)。
- 育種改良の現状は不透明な部分も多いが、大規模経営では先進国と比べ遜色のない高能力牛を飼養する事例も。

図11 乳牛飼養頭数と生乳生産量の推移



資料：2000～2014；国家統計局（中国乳業協会）
2015；現地アナリストより聴取

図12 近年の乳牛生産性の変化

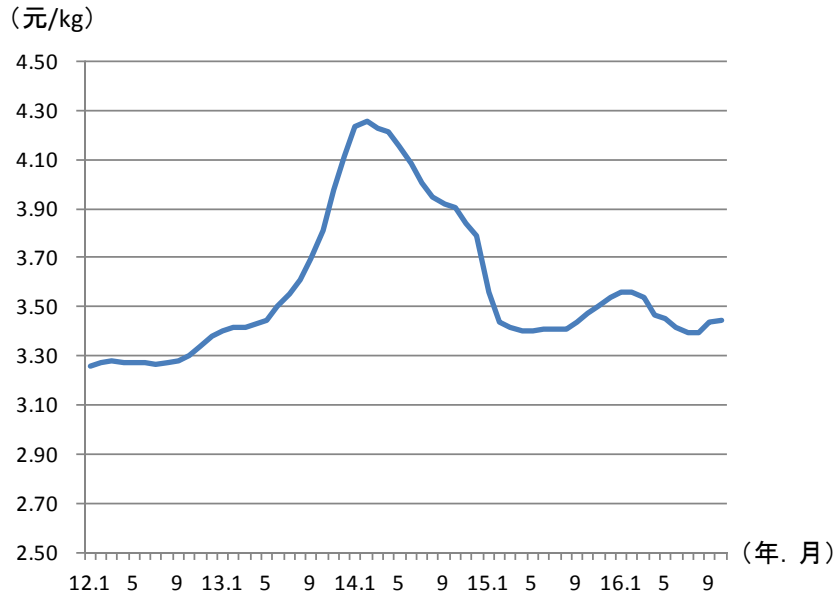


資料：国家統計局
注：国家統計局公表の1頭当たり乳量と、同公表の生産量と頭数から換算した数値を比較。

10 生産コストと乳価

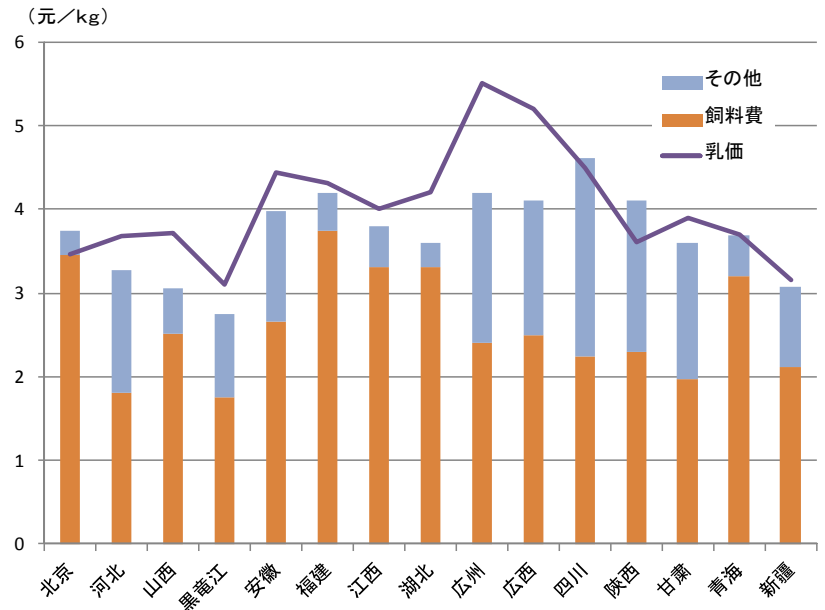
- 2015年以降、乳価は低迷。これにより小規模生産者を中心に業界再編が加速。
- 比較的大規模な農家を抽出した生産費調査結果(図○)を見ると、平均収益マージン0.3元(4.8円)/kg、生産費に占める飼料費の割合は49～92%とまちまち。

図13 生乳の農場出荷価格の推移



資料：中国農業部畜産部局HP公表情報よりALIC作成
 注：統計の集計対象範囲は河北、山西、内モンゴル、遼寧、黒龍江、山東、河南、陝西、寧夏、新疆の10省・自治区で、全国の生乳生産量の8割強を占める。

図14 生産者乳価と生産費の比較



資料：「ホルスタインファーマー社」による個別農場への聞き取り調査の結果を元に機構で整理
 注：データは各省・地区のサンプル農場における2016年5月の実績から一部を抜粋

11 食品安全をめぐる動き ①

- 2008年のメラミン事件以降、政府も民間も、特に、育粉の安全性の確保を重視。
- 2015年には食品安全法が改正され、2016年には育粉のブランド数を規制し、配合割合の登録を義務化。
- 各種規制の強化により業界再編統合と新規参入の抑制を企図。
- これに連動して、輸入品に対する規制も強化。

表7 「乳幼児用粉乳の配合登録管理弁法」 (新旧対照表)

項目	試行版 (旧)	施行版 (新)
時期	2015年9月2日よりインターネットを通じ意見公募を実施。	2016年10月1日より施行。
適用範囲	育粉の配合登録は国内生産・販売品(2条、7条)。	育粉の配合登録は国内生産・販売品及び輸入品(2条、7条)。
規格	(特段の定めなし)	製品配合の登録申請に当たっては、食品安全規格に関する国内関連法規に適合したものとする(8条)。
ブランド規制	同一の配合で異なるブランドの製品を生産してはならない(9条)。	(廃止:改正食品安全法81条に既に規定されている)
発育分類	発育段階ごとに3つの段(ステップ)に分類し、これを1・2・3もしくは1段・2段・3段と表示する。ステップ1:0~6か月齢、ステップ2:6~12か月齢、ステップ3:12~36か月齢。(31条)	(廃止:9条に統合)
数量制限	乳幼児の発育段階ごとに、製品の配合には明らかな相違がある必要(14条案の1)。また、すべての申請企業は、原則的に3つの発育段階毎に5種類ずつ、合計15種類の配合を上回る登録をしてはならない(14条案の2)。	乳幼児の発育段階毎に、製品の配合には明らかな相違がある必要。またすべての申請企業は、原則的に3つの発育段階毎に3種類ずつ、合計9種類の配合を上回る登録をしてはならない(9条)。
系列会社への規制	(特段の定めなし)	同一企業グループ内の全額出資子会社が登録した育粉の製品配合は、他の子会社も使用することができる。ただし生産に先立ち、書面による報告が必要(10条)。
原産地表示	製品の表示に当たって、原産地情報は正確に表示すべき。「輸入乳原」「国外牧場由来」などの曖昧な情報は使用できない(37条)。	製品の表示に当たって、原産地や原産国情報は正確かつ具体的に表示すべき。「輸入乳原」「国外牧場由来」「生態牧場(エコファーム)」「輸入原材料」などの曖昧な情報は使用できない(32条)。
禁止表示	「病気の予防・治療機能がある」、「知能、免疫力など、特定機能性の強化に資する」、「既存の食品安全規格により使用が認められていない成分を使用していない(0%使用)」などの表示はしてはならない(39条)。	「病気の予防・治療機能がある」、「知能、免疫力など、特定機能性の強化に資する」、「既存の食品安全規格により使用が認められていない成分を使用していない(0%使用)」などの表示はしてはならない(34条)。

注: 下線部は試行版からの変更箇所。



北京市内スーパーでの育粉販売状況

11 食品安全をめぐる動き ②

表8 乳製品の国外乳業輸入承認件数（2016年11月4日現在）

地域 (国数)	国名	承認件数			
		育粉		その他乳製品	
		認可数	うち暫定停止	認可数	うち暫定停止
欧州(24)	オーストリア	2	1	27	
	ベルギー	1		26	
	チェコ			17	
	デンマーク	2		45	
	英国	1		74	
	フランス	6		253	
	フィンランド			4	
	ドイツ	5	1	116	
	ギリシャ			62	
	アイルランド	4		37	
	イタリア	1		189	
	ルクセンブルク			1	
	オランダ	7		113	
	ラトビア			12	
	ポーランド	1		74	
	ポルトガル			34	
	スイス	3		36	
	スペイン	4		110	
	スウェーデン			14	
	ベラルーシ			34	
ウクライナ			18		
	エストニア			4	
	スロベニア			5	
	リトアニア			9	
北米(2)	米国	7		217	
	カナダ			40	
南米(4)	アルゼンチン	2		41	
	チリ			14	
	コスタリカ			3	
	ウルグアイ			17	
大洋州(2)	豪州	7	1	180	2
	NZ	13		162	
アジア(5)	韓国	5		61	
	マレーシア			5	
	シンガポール	2		6	
	タイ			8	
	台湾			12	
合計		73	3	2080	2

- 中国は輸入食品の安全性を確保するため、肉類、乳製品、水産品など、特定食品について、例外的な措置はあるものの基本的には輸入許可制を取っている。
- 乳製品では大きく育児用粉乳とそれ以外に分けて管理されており、今年になってから許可の暫定停止が数件発生。
- 許可の暫定停止措置の他、抜き打ち検査の結果、返品、廃棄処分になることも。

資料：国家認証認可監督管理委員会

注：単一企業が異なる工場・品目毎に複数の承認を得る場合がある。

12 高付加価値化への取組 ① 有機認証・GAP

<有機認証>

- 国内企業が自社製品を有機産品として販売する場合、関連法令に基づいて審査を受け、認証を取得する必要。
- 認証の対象となる乳製品は牛乳、育粉、ヨーグルト。
- 第三者認証機関は現在27件が承認されており、農業部が管理するCOFCCと環境保護部のOFDCが有名。
- 他国との有機同等性相互認証については、11月14日に合意したとされるNZが初のケース。ただし現在の進捗状況は？



「有機産品の国家標準」(GB/T 19630.3)で規定される有機製品認証マーク



「有機産品の国家標準」(GB/T 19630.1)で規定される有機転換製品認証マーク。国家標準の生産規則(GB/T 19630.1)に基づき、有機に転換中の製品に付すことが出来る。

C:100 M:0 Y:100 K:0
C:0 M:60 Y:100 K:0

C:0 M:40 Y:100 K:40
C:0 M:60 Y:100 K:0



<GAP>

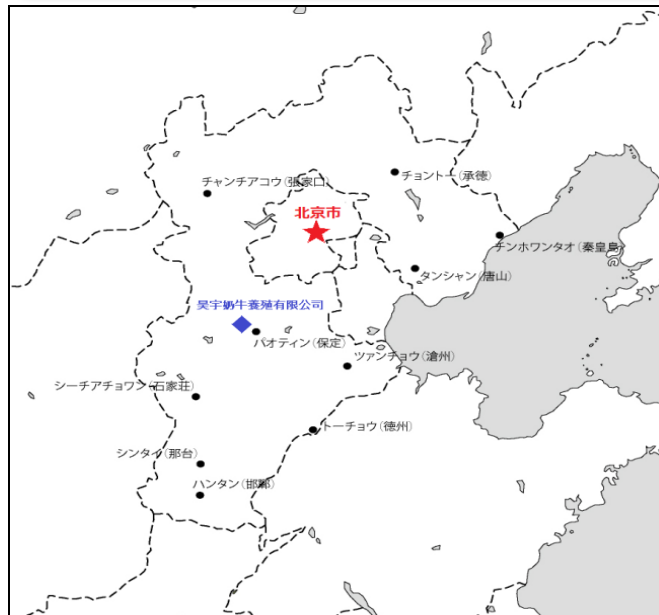
- 中国ではCHINA GAPを政府主導で作成し、2009年3月にはGLOBAL GAPとの同等性が認められている。ただし、畜産分野のGAP関連基準は同等性が認められていない。
- 小売り段階での認証マークの普及の可能性としては、申請費用、審査に係る諸経費全般、登録費用、マーク使用料など合計すると1件当たりのコストが相当な額になるため、消費者の認知度が低いことと相まって、小規模事業者にとってインセンティブの発生しにくい状況。現状は専ら流通段階の付加価値化に限定。



← China GAP 一級認証(左)と二級認証(右)マーク

12 高付加価値化への取組 ② 6次産業化＜事例紹介＞

- 1日当たり34トンの生乳生産の9割を大手乳業の「伊利」に供給。
- 低乳価を乗り切るため「地産地消」、「6次産業化」に活路を模索中。具体的には、生乳生産の1割を自社の牛乳工場で低温殺菌牛乳とドリンクタイプの発酵乳に処理し、市内10店舗の直営店で販売。
- 合わせて、近隣の家庭に宅配を実施。
- 今後、株式を上場し、規模拡大も検討中。



＜満城区吴宇奶牛养殖有限公司＞



- ・ 2008年創業
- ・ 搾乳牛1000頭、未經産牛1200頭、他500頭
- ・ 600頭規模のフリーストール牛舎4棟、カーフハッチ
- ・ 30頭パラレルパーラー2連で一日3回搾乳
- ・ 飼料は、近隣のトウモロコシほ場（直営&委託）で青刈りサイレージを生産、大型バンカーサイロに貯蔵
- ・ 排泄物はスラリータンクでメタン発酵処理



13 外資との連携 <事例紹介>

フォンテラ社の中国展開の状況

● 以下の4要素を中国ビジネスの核と位置付け。

① 「貝因美」とのジョイントベンチャー

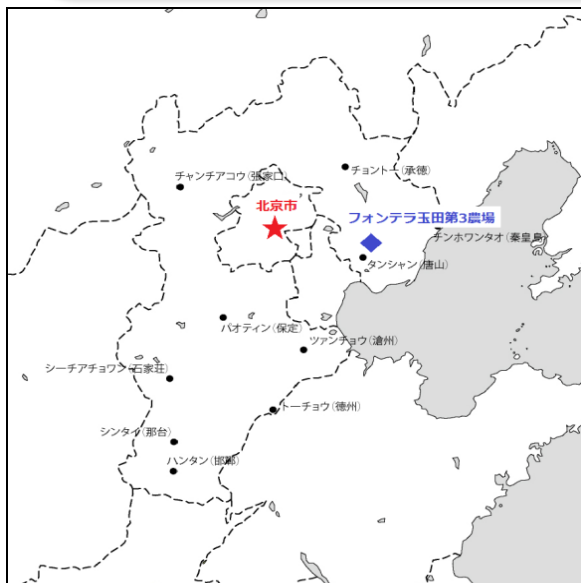
② 生乳生産農場の展開

③ 栄養成分関連事業

④ 消費者と食品へのサービス事業展開

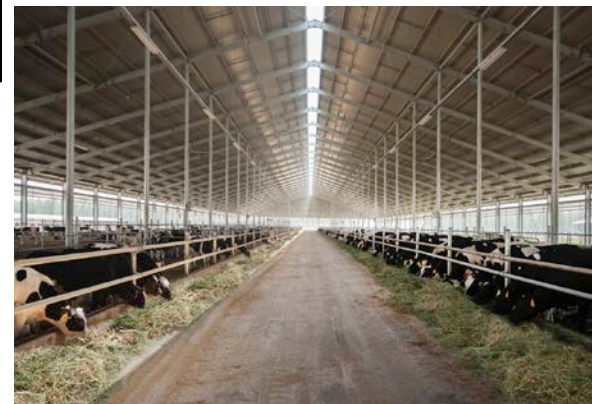
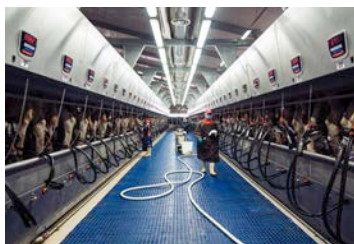
● 農場部門への出資に比べ乳製品生産・流通部門への投資は初期投資費用がかさむため、中国国内で乳製品生産加工工場を建設する予定なし。

● 第1生産拠点として北京近郊の河北省内の4農場、第2生産拠点は山西省内の3農場があり、これらは2016年中に操業開始予定。第3生産拠点として、山東省内で米国アボット社との合弁で2016年から農場建設の準備を開始。



<事例>河北省の傘下農場の場合

- ・ 2013年操業開始
- ・ 経産牛6000頭、未経産牛6000頭
- ・ 600頭規模のフリーストール牛舎20棟、カーフハッチ
- ・ 50頭パラレルパーラー2連
- ・ 生産した生乳は全量大手乳業等へ原料乳として販売
- ・ 飼料は、近隣のトウモロコシほ場（栽培委託）で青刈りサイレージを生産、大型バンカーサイロに貯蔵
- ・ 排泄物は固液分離後固体部分を堆肥舎で切り返し、液体部分を処理施設で処理



14 まとめ

- 国内生乳生産は2000年以降急速に拡大、しかし2008年のメラミン事件により、消費者は国産乳製品の食品安全性に不信。国産の信頼を取り戻すことが政府の喫緊の課題。
- 育粉を中心にEU産、オセアニア産など海外からの輸入品が人気。
- 政府は農場の規模拡大により競争力を高めるため、大規模経営に対する支援を実施。
- また育粉のブランド規制により中小製造メーカーの撤退を誘導。猶予期間は2年。
- 低乳価を乗り切るため、地方の生産者の中には「地産地消」や「6次産業化」に踏み切る動きも。
- 食品安全性の観点で政府は、国内の規制強化に加え、外国産に対する規制強化も実施することで内外の不公平感を緩和。



◇本発表は、一般的な情報提供を目的とする非営利の行為であり、商業的取引や投資判断の基礎としての用途を目的とするものではありません。
◇本資料及び関連公表の正確性についての確認等は各個人の責任と判断をお願いします。
◇提供した情報の利用に関して、万一、利用者に不利益を被る事態が生じたとしても、当機構は一切の責任を負いません。